

定 款

フ リ ュ ー 株 式 会 社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フリー株式会社と称し、英文では、FURYU CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 以下の商品の企画、開発、製造、販売、レンタル、輸出入、修理および保守管理

- ① プリントシール機その他電子機械器具（附帯又は関連するものを含む）
- ② 遊技機、運動具、ぬいぐるみやフィギュア等の玩具・人形、楽器、娯楽用品、電気製品
- ③ 飲料（酒類含む）、菓子その他の食料品
- ④ 日用雑貨品、事務用品
- ⑤ 装身具、被服、服飾雑貨品
- ⑥ 香水、化粧品、化粧用品、美容・健康用品、石鹸類、医薬部外品、衛生用品等の日用品
- ⑦ カラーコンタクトレンズ等の医療機器
- ⑧ キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像、肖像、署名、愛称等を使用したもの）

(2) コンピュータソフトウェア、ゲーム機用ソフトウェア、音楽ソフトウェア、映像ソフトウェア、携帯端末用ソフトウェア、デジタルコンテンツ、アニメーション等の映像コンテンツ、ウェブサービスの企画、開発、製作、販売、レンタル、運営、輸出入および許諾

(3) 電気通信システムを使用した楽曲、映像などの情報配信サービス

(4) 市場調査およびコンサルタント業務

(5) 知的財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ、キャラクター等の商品化権等）の取得、実施・使用許諾、利用方法の開発、管理および譲渡ならびにこれらの仲介

(6) 飲食含む各種催事・店舗の企画、運営および経営ならびにフランチャイズシステムによる加盟店の募集および指導

(7) 電気通信事業

(8) 古物売買業務

(9) 広告宣伝および広告宣伝代理業

(10) タレント、モデル、アーティスト、インフルエンサー等のキャスティングおよびマネジメント業務

(11) 有料職業紹介業

(12) 第一種貨物利用運送業

(13) 一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬、再生および処理業

(14) 不動産の所有、賃貸借、売買および管理ならびに室内装飾の企画およびデザイン

(15) 図書、雑誌その他印刷物、電子書籍の企画、製造、出版、配信および販売

(16) 前各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

(17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、104,400,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権付原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役

会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月末日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録等)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録して当会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、役付取締役若干名を必要に応じて定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録等)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録して当会社に保存する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。